

生徒指導提要进行

平成23年2月16日 第24号

北海道教育庁学校教育局

参事（生徒指導・学校安全）

平成22年度生徒指導資料

第6章 生徒指導の進め方 II 個別の課題を抱える児童生徒への指導

第4節 少年非行（生徒指導提要P165～P169）

1 少年非行の定義

非行はそのことによって、児童生徒や保護者の私生活に関係機関が介入することにもなる重要な概念であることから、誤解や行き違いによるトラブルを招かないよう、正確に定義して用いる必要があります。

- 非行を狭くとらえた定義（少年法第3条に規定）
 - ・ 14歳以上で犯罪を行った少年（犯罪少年）
 - ・ 14歳未満で犯罪少年と同じ行為、つまり刑罰法令に触れる行為を行ったが、年齢が低いため罪を犯したことにならない少年（触法少年）
 - ・ 犯罪や触法まではいかないが、具体的な問題行為があって今後犯罪少年や触法少年になる可能性の高い少年（ぐ犯少年）
- 非行を広くとらえた定義（少年警察活動規則第2条に規定）
 - ・ 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年（不良行為少年）

2 少年非行の視点

少年非行への適切な対応のためには、まずその非行の背景を発達の観点や家族関係の観点などを踏まえて理解する必要があります。

- (1) 初発年齢の早い非行
 - ・ 厳しく罰するだけだと問題行動を繰り返す悪循環に陥る場合があるので、児童生徒の言い分にしっかり耳を傾け、その背景にある問題を把握した上で、児童生徒が納得するように諭しながら指導すること
- (2) 思春期・青年期特有の非行
 - ① 思春期の非行
 - ・ 非行はいけないうことであることをしっかりと伝えた上で、個々の抱える問題に沿ったサポートをすること
 - ② 青年期危機による非行
 - ・ 進路や人生設計について地道に懇切丁寧なかかわりを続けていくこと
 - ③ 思春期・青年期の挫折による非行
 - ・ 児童生徒を見放すことなく、家庭や学校などの援助で挫折を乗り越えさせること

3 少年非行への対応の基本

学校現場での非行への対応は、児童生徒本人に対する直接的指導が中心となりますが、非行の内容によってはそれにとどまらない様々な配慮をとる必要があります。

- (1) 正確な事実の特定
 - ・ 指導のことばかり気にするあまり、事実確認が不十分なまま教員の思い込みで指導しないこと
- (2) 本人や関係者の言い分の聞き取りと記録
 - ・ 本人や関係者の言い分をきちんと聞き取り、正確に時系列を追って記録すること
- (3) 非行の背景を考えた指導
 - ・ 非行が繰り返される場合は、もう一度非行の背景を考えたり、関係機関と連携して対応したりすること
- (4) 被害者を念頭においた指導
 - ・ 加害者への指導を意識しすぎるあまり、被害者の思いや願いを見落とさないこと

4 親と子、教員と児童生徒の「絆」の大切さ

非行を未然に防止するには、児童生徒と家庭や学校との「絆」を強く切れないものにする必要があります。

- 「我が子」「我が児童生徒」という意識で、愛情を持って児童生徒としっかりつながっていくこと
- 家庭や学校で児童生徒が打ち込める対象を一緒に探し出し提供すること

※生徒指導提要は、平成22年3月に文部科学省から発行され、各学校に配布されています。